

「鳥栖地区広域市町村圏組合 高齢者に関する調査業務委託」 募集要項

1 委託業務名

鳥栖地区広域市町村圏組合 高齢者に関する調査業務委託

2 目的

本事業は、介護サービス等の提供見込みの算出に伴う地域や高齢者の課題等を明確に把握するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスの在り方を検討するための「在宅介護実態調査」を実施し、調査結果を介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の基礎データとして活用することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 調査票の編集及び作成業務
- (2) 調査票の発送及び回収業務
- (3) 本組合ならびに各市町村ごとの集計及び分析業務
- (4) その他

※ 詳細は、別紙仕様書に記載します。

4 委託契約期間

契約締結の日から令和5年3月24日(金)まで

5 総事業費

4,994,000円(上限額、消費税相当額を含む。)

※提案価格が上記総事業費上限額を超える場合は失格となります。

6 スケジュール

(1) 募集公示 令和4年6月2日(木)

(2) 案内文発送 令和4年6月2日(木)

(3) 質問期間

令和4年6月2日(木)から令和4年6月13日(月)まで

(4) 申込期間

令和4年6月2日(木)から令和4年6月16日(木)まで

(5) プレゼンテーション 説明動画を元に組合内で開催

(6) 事業者決定通知 令和4年6月24日(金)(予定)

7 質疑

参加を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和4年6月2日（火）から令和4年6月13日（月）までに質問書（様式3）を記載の上、電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で担当者まで連絡してください。

質問書に対する回答は、受付後原則として2営業日以内に質問書に記載された宛先に電子メールで送信します。

※質問への回答は、申込書の提出があった全ての事業者に対し、電子メールで行います。

8 このプロポーザルに参加する者に必要な資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者に限ります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 市町村税を滞納していない者であること。
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

9 参加申込書及び企画提案書の提出について

参加資格を確認し、(1)～(5)のとおり申込みをお願いします。

(1) 提出期間

令和4年6月2日（木）から令和4年6月16日（木）まで
（8時30分～17時00分まで。土日及び12時から13時までは除く。）

(2) 提出先 鳥栖市本町3丁目1494番地1

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

(3) 提出方法 持参または郵送

(4) 提出書類

- ① 参加申込書（様式2） 1部
- ② 企画提案書・見積書 7部 ※正本1部、副本6部
 - ・企画提案書と見積書は1つに綴じて提出してください。
 - ・見積書については、上記と別に代表者印を押印したものを1部提出してください。

(5) 企画提案書・見積書について

● 企画提案書

企画提案書（様式5）については、同様の内容が記載されているものであれば、書式は問いません。サイズは、A4縦、横書き片面とします。

● 見積書

見積書に係る様式は本組合ホームページに掲載します。
また、積算内訳書を別途添付してください。

(6) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）をご提出ください。

10 選定

(1) プレゼンテーション

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、企画提案内容の説明動画を格納した電子媒体を作成し、1部を本組合へ送付して下さい。動画ファイルを直接電子メールやオンラインストレージを用いて送付することや、再提出は認めないものとします。

※電子媒体とは動画ファイル(MPEG4若しくはWMVの2種類とする)を格納したDVD-Rとします。

- | | |
|----------|--|
| ① プレゼン時間 | 20分 |
| ② 質疑応答 | 別日を定め一斉に送信し、一定期間内にメール若しくはFAXで回答する形式をとります。期日については後日送付いたします。 |
| ③ 結果通知 | 合否にかかわらず令和4年6月24日(金)までに通知予定です。 |

(2) 選定基準

	評価項目	評価の視点
(1)	事業実施の体制等	責任者及び担当者が適切に配置され、事業実施の 確実性が確保されているか。
(2)	類似・関連事業実績	法人として、本事業を確実に実施するための実績 が蓄積されているか。
(3)	スケジュールの内容	業務の実施時期は計画的か。
(4)	業務内容に関する方針等	業務内容に関する方針等・考え方は適切か。
(5)	提案内容等	分析方法に基づく提案内容は適切か。
(6)	見積	見積は適切に設計されているか。

※なお、1者だけの応募の場合、6割以上で合格とする。

1.1 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合及び提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、審査事務に必要な場合、複製することがあります。

1.2 その他の留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。

1.3 お問い合わせ先

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

電話：0942-81-3111 F A X：0942-81-3316

電子メールアドレス：chiikishien@ktarn.or.jp